

公示番号：160989

国名：モザンビーク

担当部署：モザンビーク事務所

案件名：「ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発プロジェクト」及び「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」フォローアップ協力

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コメのマーケティング／農民組織
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月下旬から2017年3月上旬まで
- (2) 業務MM：国内 0.35MM、現地 1.00M、合計 1.35MM
- (3) 業務日数：
  - ・国内準備 4日、現地業務 30日、国内整理 3日現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地 25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報  
>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))  
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、  
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても  
受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ  
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月24  
日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点

④ その他学位、資格等

16 点  
(計 100 点)

類似業務	コメのマーケティングおよび農村開発に係る各種業務
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モザンビーク国最大の灌漑地区であるガザ州ショクエ郡のショクエ灌漑地区（灌漑可能面積 2.6 万 ha）では、かつては約 10 万トン /年以上のコメを生産していたともいわれる。しかし、1980 年代の内戦、独立後の経済体制の変遷に加え、2000 年にはリンポポ川の大洪水を蒙り、灌漑機能が大きく停滞した結果、生産量はかつての 1 割に低下した。わが国は無償資金協力（2002～2003 年）を通じて、同地区内の幹線水路（一次水路 14km）を改修したものの、灌漑施設は適切に運営・管理されていないだけでなく、小規模農家への技術指導や精米機導入等の営農支援体制が整っておらず、十分な生産ができていなかった。このような背景の下、改良稻栽培技術の開発及び普及を通じたコメ生産性の向上及び小規模農家の生計向上を図るために、JICA は、「ショクエ灌漑スキーム小規模農家総合農業開発プロジェクト」（以下、フェーズ 1）及び「ショクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト」（以下、フェーズ 2）を実施した。

フェーズ 1 ではショクエ灌漑地区内の 2 つの水利地区(D4 及び D7)の零細農家 (0.5ha～1ha 程度)を対象に、フェーズ 2 では 6 つの水利地区(D5、D6、D11、D12、R1、R3)の 1～5ha の農業規模の農家を対象として、改良稻栽培技術の開発・普及だけでなく、精米機の供与や回転資金を活用した農民組織の強化が図られた。また、フェーズ 2 では、改良稻栽培技術、農民組織運営、参加型水管理・灌漑施設維持管理を含むマニュアルを作成したほか、ザンベジヤ州での他コメ案件（ザンベジヤ州ナンテ地区稲作生産性向上のための技術改善プロジェクト）と合同ワークショップを開催し、世銀等他ドナーを含む関係者に対して各プロジェクトの成果の共有・理解が図られた。しかしながら、フェーズ 2 期間中の 2013 年 1 月及び 2015 年 1 月に発生したリンポポ川の洪水により、ショクエ灌漑地区は広範囲にわたり浸水し、精米機を含む供与機材を含めプロジェクト対象地区における農家圃場は大きな被害を受けた。浸水後、精米機のエンジンが故障し、修理を行うことができず、稼働していない状況が続いたのみならず、洪水の影響により、稲作を実施できなかった農家が多数存在する地区では、回転資金の回収率が低く、農民組織の立直し及びマーケティングの再活性化が必要である。

このような状況の下、JICA は、本件フォローアップ協力の実施を決定した。本件フォローアップ協力においては、過去に調達した精米機の更新・修理（D4,D11,R1）及び組織活動のポテンシャルが高い地区においては精米機の新規調達（D5）を行い、同精米機を使ったコメのマーケティングの改善及び農民組織の活性化への支援を行

う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、農業食糧安全保障省普及局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ガザ州シヨクエ郡経済開発事務所（以下、SDAE）普及員を主要な関係者とし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 及び SDAE 普及員と共に対象地区（D4, D5, D11, R1, R3）のコメ（精米）のマーケティング及びそのための組織強化に関する技術的指導・助言を行う。

なお、農民組織強化及びリーダーシップ研修については、基本的に C/P が実施する予定であるところ、本専門家は、マーケティング強化に向けた農民組織への支援を中心にを行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2017年1月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書等を参照し、本件実施にかかる関連資料の収集・整理・分析を行い、当該業務に必要な情報を取得する。
- ② 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し JICA モザンビーク事務所にデータで提出する。

### （2）現地業務期間（2017年1月下旬～2017年2月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モザンビーク事務所及び C/P 機関にワークプランを提出し、内容の確認を行う。
- ② C/P 機関が実施する農民組織強化及びリーダーシップ研修の内容及びスケジュールを JICA モザンビーク事務所とともに確認し、当該分野における研修との整合性を確認するとともに、必要な助言を行う。なお、過去に調達した精米機の更新・修理（D4, D11, R1）及び新規調達（D5）は JICA モザンビーク事務所によって実施される。また、R3については、R1の精米機を併用する。
- ③ C/P 機関、SDAE 及び近隣のマーケットを訪問し、シヨクエ灌漑スキーム及び対象地区に関する情報収集、ヒアリングを行い、同地区におけるコメのマーケティングの現状を把握し、課題を整理する。
- ④ 対象地区グループを訪問し、精米機の使用状況、マーケティングや回転資金の使用状況等にかかる現状を調査の上、支援計画を作成する。なお、想定する支援の内容は以下の通り。
  - ア) 精米機の管理を担当する農民グループとともに、精米機の運営・維持管理体制及びその課題を確認し、持続的かつ円滑な運営のための助言を行う。
  - イ) マイクロクレジット（回転資金）の運用改善にかかる助言を行う。
  - ウ) 精米のマーケティング経験がないグループ（R1, R3, D5）については、当該グループとともに市場調査を行う。
  - エ) マーケティングにかかる研修を実施する。実施に当たっては、上記ウ) のグループとそれ以外（D4, D11）のグループの能力・状況を把握したうえで、それぞれのグループの現状に合わせた研修を実施すること。
  - オ) 各地区におけるコメ販売促進計画を策定する。
- ⑤ 今後、同様の規模の洪水被害が発生した場合に同じ状況を繰り返さないため

- の方策を検討し、C/P 機関に報告する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑦ JICA モザンビーク事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、報告を行う。

- (3) 帰国後整理期間（2017 年 3 月上旬）  
専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

### (1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- 和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所へ各 1 部）
- 英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関へ各 1 部）

### (2) 現地業務結果報告書

- 派遣終了時。提出部数は以下のとおり。
- 英文 3 部（JICA 農村開発部、JICA モザンビーク事務所、C/P 機関へ各 1 部）

### (3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

- 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
- 航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は 2017 年 1 月 28 日～2 月 26 日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

#### ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上  
あり（英語－ポルトガル語）
- オ) 現地日程のアレンジ  
最初の C/P 機関との協議について、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供  
シヨクエ SDAE における執務スペース提供

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 図書館ポータルサイトにて閲覧可能です。

・モザンビーク国シヨクエ灌漑スキーム小規模農業総合農業開発計画終了時評価調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255698.html>

・モザンビーク国シヨクエ灌漑地区稲作生産性向上プロジェクト終了時評価調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019534.html>

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② モザンビーク入国に際しては査証が必要です。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上